

## 高校生ロボットシステムインテグレーション競技会実行委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、高校生ロボットシステムインテグレーション競技会実行委員会の傍聴に係る手続き、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴人の決定)

第2条 会議の傍聴人は、会長が決定する。

(傍聴人の定員)

第3条 会議における傍聴人の定員は、5人とする。

(傍聴申込み)

第4条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書(様式1)により、会長(事務局)に申込みのものとす。なお、傍聴の申込みの受付は、会議開催当日の開会予定時刻の30分前から会場の受付にて開始し、開会予定時刻の10分前に締め切る。

(定員を超えた場合の取扱い)

第5条 締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

(傍聴証等の交付)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴証(様式2)及び傍聴人心得(別紙)を交付する。

2 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

(会場に入ることができない者)

第7条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者。
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合はこの限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (2) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(3) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は飲食、喫煙等、他人の迷惑となる行為をしないこと。

(4) 携帯電話その他音を発生する機器の電源を切ること。

(5) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、実行委員会の会長が許可した場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、実行委員会が傍聴を認めない議事に関する審議等を行おうとするときは直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第11条 傍聴人は、実行委員会の会長及び愛知県産業労働部産業振興課ロボット国際大会推進室の職員の指示に従わなくてはならない。

(違反者に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、実行委員会の会長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、実行委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は会長が決定するものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

高校生ロボットシステムインテグレーション競技会実行委員会傍聴申込書

年 月 日

高校生ロボットシステムインテグレーション競技会実行委員会会長 殿

本日開催されます、貴実行委員会の傍聴を申し込みます。

(住所)

(氏名・年齢)

(電話番号)

(FAX)

(メールアドレス)

(様式2)

高校生ロボットシステムインテグレーション競技会実行委員会傍聴証

年 月 日限

(傍聴人氏名)

## 傍 聴 人 心 得

会議を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証は必ずお持ちください。  
なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返してください。
- 2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。
- 4 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 5 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないでください。
- 6 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないでください。
- 7 携帯電話については、電源を切って入室してください。
- 8 会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないでください。

これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。